

平成 27 年度委員会結果を受けた主な修正点について

平成 28 年 8 月 4 日
県民生活部危機管理課

1 県が実施する対策等に係る記載の追加

【修正箇所】

- ・第 1 章 第 5 節 第 3 「予測される影響」
- ・第 2 章 第 3 節 第 2 「避難指示の判断」 など

【指摘事項】

県が実施する内容に係る記載が不足しているので追加されたい。

【修正内容】

必要な防護措置について県が準備体制を取ることや、県によるモニタリング検査を住民防護の判断に役立てることを追加。

2 安定ヨウ素剤に係る記述の修正

【修正箇所】

- ・第 2 章 第 3 節 第 1 「避難体制等の整備」
- ・第 3 章 第 4 節 第 3 「安定ヨウ素剤の配布等」

【指摘事項】

安定ヨウ素剤に係る記述について、必要性も含めて再検討されたい。

【修正内容】

OIL に基づく避難や一時移転等を実施する場合に備えて国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布方法等について、国の検討結果が出ていないことから、国の検討状況を踏まえて対応を検討する旨に修正。

3 リスクコミュニケーションの項目の追加

【指摘事項】

リスクコミュニケーションの項目を設定されたい。

【修正内容】

県民が合理的な選択と行動を行うことができるよう、迅速な情報収集・伝達や原子力防災に関する知識の普及、相談体制の整備など、平常時から情報提供・情報共有などのリスクコミュニケーションの充実に努めるものとした第 1 章第 6 節を追加。